札経企第 7006 号
平成 31 年(2019 年) 4 月 11 日

大和リース株式会社
代表取締役　森田　俊作　様

札幌市長　　秋元　克広

大規模小売店舗立地法第８条第４項の意見について（通知）

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定により、平成 30 年 10 月 25 日付けで提出された「BRANCH 札幌月寒」の新設届について、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成 19 年経済産業省告示第 16 号。以下「指針」という。）に基づき検討した結果、本市として周辺地域の生活環境保持の見地からの意見を有しないことを通知いたします。

なお、店舗運営にあたりましては、法第 10 条の規定を遵守し、指針に沿った適切な対応に努めるとともに、下記の事項についても特段の配慮等をお願いいたします。

記

１　冬期の積雪対策について

⑴　積雪期においても、店舗周辺の道路における、来店客の自動車による交通障害の発生の回避や安全性を確保するため、店舗周辺の歩車道の除雪に積極的に取り組むなど、可能な限りの措置を講じるようお願いいたします。

⑵　敷地内及び敷地周辺の除排雪作業を行う場合は、作業騒音等により周辺の住環境が損なわれないよう配慮をお願いいたします。

２　「地域社会を構成する一員」として

地域社会の維持・活性化のため、商店街組織や町内会への加盟についてご検討いただくとともに、これらの地域団体とコミュニケーションを密にし、積極的な地域活動への参加をお願いいたします。

３　小売店舗決定後の対応について

小売店舗が決定次第、必要な手続きを行う等、然るべき対応を取るようお願いいたします。

担当〒060-8611　札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
TEL：011-211-2372　FAX：011-218-5130
札幌市経済観光局産業振興部
商業・金融支援担当課　島田